

宜野湾市上下水道事業包括業務委託

募集説明書

令和2年7月

宜野湾市上下水道局

この募集説明書は、宜野湾市上下水道局（以下、「上下水道局」という。）が委託を予定する上下水道事業包括業務を受託する民間事業者（以下、「受注者」という。）の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、プロポーザル参加希望者（以下、「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである。（これらの書類を総称して、以下、「募集説明書等」という。）。

- ①要求水準書
- ②提案評価基準書
- ③契約書（案）
- ④様式集

参加者は、募集説明書等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

目次

1 業務概要	1
1.1 業務名称	1
1.2 業務実施場所	1
1.3 公共施設等の管理者の名称	1
1.4 業務委託の目的	1
1.5 本委託の対象業務及び対象施設	1
1.5.1 対象業務	1
1.5.2 対象施設	1
1.6 委託方式	2
1.7 履行期間	2
1.8 法令等の遵守	2
2 参加者の募集に関する条件等	3
2.1 参加者の募集	3
2.2 参加者の構成等	3
2.3 参加資格要件	3、4
2.4 参加資格確認基準日	4
2.5 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い	4
2.6 予定価格	5
2.7 応募に関する留意事項	5
2.7.1 公正な募集の確保	5
2.7.2 募集の取りやめ等	5
2.7.3 参加の無効	5
2.7.4 募集説明書等の承諾	5
2.7.5 費用負担	6
2.7.6 使用言語、単位等	6
2.7.7 提出書類の取扱い	6
2.7.8 特許権等	6
2.7.9 閲覧資料の取扱い	6
2.7.10 その他	7
3 募集及び選定等の日程	7
4 募集に関する手続き等	8
4.1 施設確認及び資料閲覧	8、9
4.2 募集説明書等に関する質問の提出	9、10
4.3 募集説明書等に関する質問への回答公表	10
4.4 参加表明書及び参加資格確認書類の提出	10

4.5	参加資格確認結果の通知	10
4.6	技術提案書類の提出	11
4.7	参加の辞退	11
5	受注者の決定等	11
5.1	委員会の設置	11
5.2	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	12
5.3	優先交渉権者の決定	12
5.4	選定結果の通知等	12、13
5.5	参加者がいない場合の取扱い	13
5.6	参加者が1者であった場合の取扱い	13
5.7	契約手続き	13
5.7.1	契約主体	13
5.7.2	契約協議	13
5.7.3	優先交渉権者が業務委託契約を締結しない場合	13
5.7.4	契約主体の確定	13
5.7.5	SPCの設立	14
5.7.6	業務委託契約の締結	14
6	提出書類	14
6.1	施設確認及び資料閲覧申込時の提出書類	14
6.2	募集説明書等に関する質問時の提出書類	14
6.3	参加表明時の提出書類	15
6.4	技術提案書提出時の提出書類	16
6.4.1	作成に当たっての留意事項	16
6.4.2	提出書類	16、17
6.5	参加辞退時の提出書類	18
7	本委託に関する問合わせ先	18

1 業務概要

1.1 業務名称

宜野湾市上下水道事業包括業務委託

1.2 業務実施場所

宜野湾市内一円

主たる業務実施場所：宜野湾市上下水道局庁舎（沖縄県宜野湾市字野嵩 730 番地）

1.3 公共施設等の管理者の名称

宜野湾市上下水道事業管理者

1.4 業務委託の目的

宜野湾市水道事業及び宜野湾市公共下水道事業（以下「本事業」という。）に関する業務を包括して委託すること（以下「本委託」という。）により、本事業を円滑に実施し、本事業におけるお客さまサービス、業務品質及び収納率を向上させ、更なる効率的運営を図ることを目的とする。

1.5 本委託の対象業務及び対象施設

1.5.1 対象業務

本委託の対象業務は、料金等関連業務、水道工務関連業務、下水道工務関連業務及び共通業務であり、要求水準書の「3 履行期間を通じて発注者が受注者に委託する業務」に示す業務（以下「本業務」という。）である。なお、本業務の遂行上、当然必要な作業、また本業務と密接に関連する他の業務についても、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

1.5.2 対象施設

対象となる施設は、要求水準書別紙5に示すものを主とした、上下水道局が管理する水道施設、公共下水道施設の全てである。

1.6 委託方式

本委託は、料金等関連業務、水道工務関連業務、下水道工務関連業務及び共通業務を、複数年にわたり包括的に性能発注により委託するものであり、水道法上の管理に関する責務は全て上下水道局の水道技術管理者が有することとして実施する。なお、一部再委託については、要求水準書「1.5.5 業務の一部再委託」に示すところによるものとする。

1.7 履行期間

本委託の履行期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。なお、委託契約締結の日から令和3年3月31日までは業務準備期間（移行期間）とし、受注者は自らの責任と一切の経費の負担において準備を行い、上下水道局から業務の引継ぎを受け、各業務の習熟に努めるものとする。

本委託の実施スケジュールは、表1のとおり予定している。

表1 本委託の実施スケジュール

項目	期間（予定）
契約の締結	令和2年12月下旬
業務準備期間	契約締結の日～令和3年3月31日
履行期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
契約終了	令和8年3月31日

1.8 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たって、本業務の委託契約書及び要求水準書のほか、水道法、下水道法、その他の関係する法令、条例、規則及び規程等を遵守しなければならない。

2 参加者の募集に関する条件等

2.1 参加者の募集

参加者の募集及び選定は、高度な技術と優れた知識に基づく創意工夫の活用を図るため、公募型プロポーザル方式により実施する。

参加者には、技術提案書類の提出とともに、提案に関するプレゼンテーションの実施を求め、ヒアリングを実施する。

2.2 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。

- ①参加者は、単独企業又は複数の企業により構成されるグループとする。
- ②グループを構成する企業（以下、「構成員」という。）の数の上限は設定しないものとするが、構成員は本委託の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。グループは構成員の中から代表企業 1 社を定め、代表企業がプロポーザル参加の手続きを行う。
- ③本委託に係る参加表明書（様式 3-1 又は 3-2）及び参加資格確認書類（様式 4～5 他）提出後から本委託の契約締結までの間、代表企業の変更、構成員の変更は原則として認めない。ただし、技術提案書類の提出期限までの間で上下水道局がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。
- ⑤参加者である単独企業及び構成員は、他のグループの構成員になることができない。

2.3 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。ただし、参加者がグループの場合、①～⑧の要件は全ての構成員が満たすものとし、⑨～⑫の要件についてはいずれかの構成員が満たすものとする。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程（昭和 60 年 9 月 10 日訓令第 9 号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、国又は他の地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる行動を行い、若しくはそのおそれのある団体等でないこと。
- ⑥代表者(法人にあたっては、その役員(非常勤を含む。)及び経営に事実上参加している者、その他団体にあつては、その代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等でないこと。
- ⑦国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑧労働保険加入事業所であること。
- ⑨公告日の前日において、宜野湾市内に本社、本店又は本部の法人登記がなされていること。
- ⑩料金等関連業務の実施を担う企業は、日本国内の水道事業体等において、水道使用契約等の受付から検針・水道料金等の調定、収納、電算業務等を含めた料金徴収に係る一連の業務を、元請けとして1年以上履行した実績がある者であること。
- ⑪要求水準書「1.5.4 業務実施体制」に定める業務責任者を上下水道局庁舎内に設置する事務所に常駐できること。
- ⑫要求水準書「1.5.4 業務実施体制」に定める人員配置が可能であること。

2.4 参加資格確認基準日

参加者は、上記 2.3 に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加表明書(様式 3-1 又は 3-2) 及び参加資格確認書類(様式 4~5 他)の提出締切日(令和 2 年 8 月 7 日(金))とする。

2.5 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加者である単独企業又はグループの代表企業が、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くにいたった場合、当該単独企業又はグループ参加者は失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該構成員は失格とする。この場合当該企業が役割を担う予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

2.6 予定価格

本委託の契約上限価格は次のとおりである。

2,440,548,000 円（税込み）

【予定価格内訳（税込み）】

水道事業	固定費	774,136,000 円
	変動費（上限額）	838,728,000 円
下水道事業	固定費	327,987,000 円
	変動費（上限額）	499,697,000 円

※変動費の内訳・詳細については、要求水準書を参照すること。

2.7 応募に関する留意事項

2.7.1 公正な募集の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7.2 募集の取りやめ等

上下水道局は、次の場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、上下水道局は、その賠償の責を負わない。

- ①参加者が不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- ②天災・その他やむを得ない事由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

2.7.3 参加の無効

提出期限までに参加表明書（様式 3-1 又は 3-2）を提出しなかった場合及び参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、応募は無効とし技術提案書類を提出できない。

2.7.4 募集説明書等の承諾

参加者は、参加表明書（様式 3-1 又は 3-2）の提出をもって、募集説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

2.7.5 費用負担

本委託のプロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

2.7.6 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

2.7.7 提出書類の取扱い

(1) 著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他上下水道局が本委託に関し必要と認める用途に用いるときは、上下水道局は必要な範囲でこれを無償で使用することができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

(2) 提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え及び再提出は、上下水道局が指示した場合を除き認めない。

(3) 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

(4) 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者の本委託に係るプロポーザル参加は認めない。

2.7.8 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

2.7.9 閲覧資料の取扱い

写真撮影等により参加者において保有する閲覧資料は、本委託に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本委託に係る検討の範囲内であっても、上下水道局の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

2.7.10 その他

上下水道局は、募集説明書等に定めるものの他、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本委託に係るホームページ（「7 本委託に関する問合せ先」参照）を通じて参加者に通知する。

また、募集公告以降、募集説明書等を補完又は修正する追加資料を上下水道局が公表した場合は、当該追加資料が先に公表した募集説明書等の記載内容に優先するものとする。なお、追加資料の公表は本委託に係るホームページ（「7 本委託に関する問合せ先」参照）で行う。

3 募集及び選定等の日程

募集公告から業務開始までの日程は、概ね表 2 のとおり予定している。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

表 2 募集及び選定等の日程（予定）

	内 容	実施日
1	募集公告及び募集説明書等の公表	令和 2 年 7 月 3 日（金）
2	施設確認及び資料閲覧期間	令和 2 年 7 月 13 日（月）～ 令和 2 年 7 月 15 日（水）
3	募集説明書等に関する質問の受付	令和 2 年 7 月 13 日（月） 令和 2 年 7 月 17 日（金）
4	募集説明書等に関する質問への回答公表	令和 2 年 7 月 31 日（金）
5	参加表明書、参加資格確認書類の提出期限	令和 2 年 8 月 7 日（金）
6	参加資格の確認結果の通知	令和 2 年 8 月 14 日（金）
7	技術提案書提出届及び技術提案書類の提出期限	令和 2 年 9 月 25 日（金）
8	技術提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 2 年 10 月中旬 ※10 月 21 日（水）予定
9	優先交渉権者の決定	令和 2 年 10 月下旬
10	選定結果通知・公表	令和 2 年 11 月上旬
11	契約協議期間	令和 2 年 11 月上旬～ 令和 2 年 11 月下旬
12	特別目的会社（SPC）の設立	契約締結の前日まで
13	契約締結	令和 2 年 12 月下旬
14	業務準備期間	契約締結の日～ 令和 3 年 3 月 31 日（水）
15	業務開始（業務運用）	令和 3 年 4 月 1 日（木）

4 募集に関する手続き等

4.1 施設確認及び資料閲覧

参加者に対して、以下のとおり施設確認及び資料閲覧の期間を設ける。希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

(1) 実施期間

令和2年7月13日(月)から令和2年7月15日(水)までの期間において、参加者の希望日時を参考に上下水道局が調整、指定した日時とする。

(2) 実施場所

施設確認：水道施設、公共下水道施設等

資料閲覧：宜野湾市上下水道局

(3) 申込方法

施設確認・資料閲覧申込書(様式1)に必要事項を記入し、「7 本委託に関する問合せ先」宛に持参又は郵送により提出すること。その他の方法による提出は認めない。なお、施設確認・資料閲覧申込書(様式1)により提出した参加者以外の参加は原則認めない。

(4) 申込期間

令和2年7月6日(月)から令和2年7月9日(木)の間の9時から17時まで
(ただし、12時から13時までを除く。)

※郵送の場合、令和2年7月9日(木)必着とする。

(5) 閲覧資料

閲覧が可能な資料は、表3のとおりである。

表3 閲覧資料一覧

番号	名称	閲覧方法
1	・管路施設管理図（水道、下水道）	紙資料の閲覧 （写真撮影可）
2	・配水池、ポンプ場等施設管理図（水道・下水道）	
3	・固定資産台帳（水道・下水道）	
4	ユーティリティ等使用実績（水道・下水道） （令和元年度分） ・電力使用実績 ・消耗品使用実績 ・燃料使用実績 ・水道使用実績 ・通信費実績	
5	料金等関連業務に係る実績（令和元年度分） ・窓口・電話対応件数推計 ・開栓、閉栓の件数実績 ・水道メーター検針件数実績 ・水道料金並びに下水道使用料軽減・減免件数実績 ・納額告知書印刷、発送件数実績 ・口座振替データ作成件数実績 ・上下水道料金還付手続き件数実績 ・滞納整理業務件数実績 ・水道メーター検定満期取替件数実績 ・水道メーター出庫件数実績 ・会計伝票発行件数実績	
6	決算書（水道事業・下水道事業）（平成30年度分）	
7	過年度委託仕様書、委託額	

(6) その他

施設確認及び資料閲覧において質疑応答の機会は設けない。本委託に関する質疑は、下記4.2に示すところによりのみ受け付けるので留意すること。

4.2 募集説明書等に関する質問の提出

募集説明書等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和2年7月13日(月)から令和2年7月17日(金)17時まで

(2) 提出方法

募集説明書等に関する質問書（様式 2）に必要事項を記入し、電子メールにより「7 本委託に関する問合せ先」宛に提出すること。その他の方法による申込みは認めない。電子メール件名は「募集説明書等に関する質問」とし、受信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とし PDF 形式等は不可とする。

4.3 募集説明書等に関する質問への回答公表

募集説明書等に関する質問への回答は、令和2年7月 31 日（金）17 時まで本委託に係るホームページ（「7 本委託に関する問合せ先」参照）で公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

4.4 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

参加者は、参加表明書（様式 3-1 又は 3-2）とともに参加資格確認書類（様式 4～5 他）を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和2年8月3日（月）から令和2年8月7日（金）の間の 9 時から 17 時まで（ただし、12 時から 13 時までを除く。）

※郵送の場合、令和2年8月7日（金）必着とする。

(2) 提出方法

「7 本委託に関する問合せ先」宛に持参又は郵送により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

(3) 提出書類

「6.3 参加表明時の提出書類」を参照のこと。

4.5 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和2年8月 14 日（金）までに、参加者に対して書面により通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して通知する。

4.6 技術提案書類の提出

参加者は、技術提案書提出届（様式 6-1 又は 6-2）とともに技術提案書類（様式 7-1～7-10、参考見積書及び見積内訳書）を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和2年9月14日（月）から令和2年9月25日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）

※郵送の場合、令和2年9月25日（金）必着とする。

(2) 提出方法

「7 本委託に関する問合せ先」宛に持参又は郵送により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

(3) 提出書類

「6.4.2 技術提案書提出時の提出書類」を参照のこと。

4.7 参加の辞退

参加表明書（様式 3-1 又は 3-2）の提出以降、技術提案書類の提出期限日まで随時参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、令和2年9月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）に、辞退届（様式 8-1 又は 8-2）を「7 本委託に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

5 受注者の決定等

5.1 委員会の設置

上下水道局は、専門的知見に基づいた技術提案書類等の審査を実施するため、「宜野湾市上下水道事業包括的業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験者及び有識者等により構成されている。委員会は、提案評価基準書に基づき技術提案書類等の審査を行い、優秀提案者を選定する。審査の詳細については、別冊の提案評価基準書を参照のこと。

なお、参加者が募集公告から優秀提案者の選定までの間に、本委託について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

5.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会は、技術提案書類の審査に当たって、提案内容等の確認のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングの実施については、表3のとおりとする。

ただし、新型コロナウイルスによる全国的な状況を勘案し、プレゼンテーション及びヒアリングの実施内容を変更又は「2.7.2 募集の取りやめ等」に定めるとおり、募集を中止することがある。その際は、上下水道局から参加者に速やかに連絡を行うこととする。

表3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施について

日 時	令和2年10月21日（水）予定（時間は後日通知）
場 所	後日通知
出席者	出席者は5名以内とし、本業務における業務責任者(※)は必ず出席すること。
時間	時間配分は60分とする。 (準備：10分、説明：約30分、質疑応答：約15分、片付け：5分)
実施順	プレゼンテーションの順番は、委員会にてくじにより決定する。
その他	説明は、提案書に記載した内容のとおりとする。説明資料の追加は認めない。パソコン、プロジェクターその他OA機器は参加者で準備・設置すること。ただし、スクリーンについては、上下水道局にて準備する。

(※)「業務責任者」とは、本委託全体を総括する責任者をいう。詳細については、「要求水準書 1.5.4 業務実施体制」を参照。

5.3 優先交渉権者の決定

委員会は、提案評価基準書に基づき、優秀提案者を選定する。当該優秀提案者の選定結果を踏まえ、上下水道局は優先交渉権者を決定し、契約協議を行う。

なお、優秀提案者の選定について、各委員の評価点を合計した点数が満点の3分の2を満たさない場合は、プロポーザル不成立とし再度公募を実施する。

5.4 選定結果の通知等

上下水道局は、選定結果を参加者に速やかに通知（令和2年11月上旬予定）するとともに、本委託に係るホームページ（「7 本委託に関する問合せ先」参照）で公表する。なお、電話等による問合せ及び選定結果に対する異議申し立ては受け付けられないものとする。

また、委員会における審査結果は、取りまとめて速やかに公表（令和2年11月上旬予定）する。この際、優秀提案者以外の参加者の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう配慮した上で、可能な範囲で公表する。

5.5 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、上下水道局はその旨を速やかに本委託に係るホームページ（「7 本委託に関する問合せ先」参照）で公表する。

5.6 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も、提案評価基準書に基づき審査を行い、各委員の評価点を合計した点数が満点の3分の2を満たさない場合は、プロポーザル不成立とし、再度公募を実施する。

5.7 契約手続き

5.7.1 契約主体

上下水道局との間で本委託に関する委託契約を締結する主体は、以下の5.7.5に基づき設立される特別目的会社（Special Purpose Company、以下「SPC」という。）とする。

5.7.2 契約協議

上下水道局は、優先交渉権者に対し、選定結果の通知後速やかに契約の締結に向けて協議を行う。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて参加者が発言した内容及びプレゼンテーションで使用した資料（プロジェクターを利用した画像等を含む。）の内容のうち、委託業務に採用するものについては、優先交渉権者との協議を踏まえて契約に反映するものとする。

5.7.3 優先交渉権者が業務委託契約を締結しない場合

上下水道局は、優先交渉権者が業務委託契約を締結しないときは、技術提案内容審査結果の上位者から順に契約協議を行う場合がある。

5.7.4 契約主体の確定

上下水道局は、令和2年11月30日までに本契約を締結する事業者（以下、「選定事業者」という。）を確定した上で、その旨を選定事業者に通知する。

5.7.5 SPC の設立

選定事業者は、上下水道局との業務委託契約締結前までに速やかに契約主体となる SPC を設立する。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定めのある会社形態とし、本店所在地を宜野湾市内とすること。なお、定款に記載又は記録する事項については、目的を「本業務及び本業務に付随する業務を営むこと。」に限定すること。

また、会社形態を株式会社とする場合には、選定事業者である単独企業又はグループを構成するすべての構成員が SPC に対して出資することを要し、選定事業者がグループの場合は、代表企業の出資比率が全出資者の中で最大でなければならない。なお、選定事業者以外による出資はできないものとする。

5.7.6 業務委託契約の締結

上下水道局と SPC は、履行期間に関する事業契約として、業務委託契約を締結し、受注者の決定とする。

6 提出書類

6.1 施設確認及び資料閲覧申込時の提出書類

施設確認及び資料閲覧を希望する時は、表 4 に示す書類を 1 部提出すること。

表 4 施設確認及び資料閲覧申込時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
施設確認・資料閲覧申込書	様式 1	提出は任意（希望者のみ提出）

6.2 募集説明書等に関する質問時の提出書類

募集説明書等の内容に関して質問がある時は、表 5 に示す書類を提出すること。

表 5 募集説明書等に関する質問時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
募集説明書等に関する質問書	様式 2	・提出は任意（希望者のみ提出） ・質問は、様式 1 枚につき 1 件。 質問が複数ある場合は、様式を複写して用いること。

6.3 参加表明時の提出書類

プロポーザルへの参加を表明する時は、表 6 に示す書類を 1 部提出すること。

表 6 参加表明時の提出書類

提出書類		様式	作成要領等
参加表明書		様式 3-1	<ul style="list-style-type: none"> ・単独企業用。 ・漏れなく記入し、押印すること。
		様式 3-2	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ用。 ・漏れなく記入し、押印すること。 ・共同企業体協定書の写し及び委任状の写しを添付すること。
参加資格確認書類	登記簿謄本	—	募集公告日以降に交付されたもの。
	定款	—	最新のもの。
	会社概要	—	最新のもの。
	国税・県税及び市税の滞納がない又は納税義務がないことの証明書	—	最新のもの。
	労働保険加入事業所であることが証明できるもの	—	最新のもの。
	上下水道料金等関連業務の実施実績	様式 4	履行した実績を確認できる契約書の鑑写しを添付。
	配置予定業務責任者調書	様式 5	<ul style="list-style-type: none"> ・漏れなく記入すること。 ・配置予定業務責任者が参加資格要件に定めた実績を有することを証明する書類の写しを添付。

6.4 技術提案書提出時の提出書類

6.4.1 作成に当たっての留意事項

提出書類の作成に当たっては、上下水道局から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ①各様式の合計枚数は 50 枚程度を目安とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- ②A 4 版ファイル綴じとする。
- ③Microsoft Word 又は Excel 形式 (Windows 版、バージョンは 2000 以降とする。) により作成することを基本とする。ただし、提出書類に貼付する図表及び図面については、この限りでない。
- ④原則として横書きで記載すること。
- ⑤使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りではない。
- ⑥カラー印刷は可能とする
- ⑦各様式中に掲げる指示を十分に確認し作成すること。

6.4.2 提出書類

技術提案書提出時は、表 7 に示す書類を提出すること。提出部数は、技術提案書類提出届 (様式 6-1 又は 6-2) については原本 1 部、技術提案書類 (様式 7-1 ~7-10、参考見積書及び見積内訳書) については 11 部 (原本 1 部、写し 10 部) とする。なお、表 7 に示す書類の他、参加者全員 (代表企業及び全ての構成員) に関する直近 3 期分 (設立から 3 期経過していない場合は、設立当初から全て) の単体決算書 (貸借対照表及び損益計算書)、連結決算書を作成している場合は、直近 3 期分 (設立から 3 期経過していない場合は、設立当初から全て) の連結決算書 (貸借対照表及び損益計算書) を 2 部ずつ提出すること。

表 7 技術提案書提出時の提出書類

提出書類		様式	作成要領等
技術提案書類提出届		様式 6-1 又は 様式 6-2	漏れなく記入し押印すること。
技術提案書類	会社内容	様式 7-1	漏れなく記入すること。
	SPC の経営方針	様式 7-2	様式記載事項に従い、提案内容を記入すること。月次収支計画表については、様式に示した項目は例示であるため、必要項目は適宜追加すること。
	受注実績について	様式 7-3	様式記載事項に従い、記入すること。
	業務実施方針・体制	様式 7-4	様式記載事項に従い、提案内容を記入すること。
	配置予定者及び再委託先について	様式 7-5	様式記載事項に従い、提案内容を記入すること。
	料金等関連業務に関する技術提案	様式 7-6	様式記載事項に従い、提案内容を記入すること。
	水道工務関連業務に関する技術提案	様式 7-7	様式記載事項に従い、提案内容を記入すること。
	下水道工務関連業務に関する技術提案	様式 7-8	様式記載事項に従い、提案内容を記入すること。
	共通業務に関する技術提案	様式 7-9	様式記載事項に従い、提案内容を記入すること。
	見積金額内での追加提案	様式 7-10	様式記載事項に従い、提案内容を記入すること。
	・ 提案価格見積書（消費税及び地方消費税を含んだ 5 年分の額） ・ 見積内訳書（上記見積書の内訳）	—	指定様式無し。 ※変動費については、「2.6 予定価格」【予定価格内訳（税込み）】に記載されている上限額を記載すること。
技術提案書類の電子データ			上記技術提案書類を通して印刷できるようにした PDF 形式の電子データ一式を CD-ROM に収納し提出すること。

6.5 参加辞退時の提出書類

プロポーザルへの参加を辞退する時は、表8に示す書類を1部提出すること。

表8 参加辞退時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
辞退届	様式 8-1 又は 様式 8-2	・漏れなく記載し、押印すること。

7 本委託に関する問合せ先

宜野湾市上下水道局 総務企画課 企画係

所在地 〒901-2203 沖縄県宜野湾市字野嵩 730 番地

電話 098-892-3351

F A X 098-892-5743

電子メール Suidou01@city.ginowan.okinawa.jp

ホームページURL

<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/suido/3/3/houkatugyoumu.html>